

長浜市事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン事業実施業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、長浜市内の対象店舗で利用できる、食料品、日用品、生活サービス、飲食サービス等を対象としたデジタルクーポンを発行することにより、市内における購買意欲の喚起と消費拡大を進め、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市内事業者を支援し、地域経済の活性化と好循環を促進することを目的とする。

本要領は、「長浜市事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン事業実施業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名称 長浜市事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン事業実施業務
- (2) 業務内容 長浜市事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン事業実施業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年2月27日（金）まで

3 見積上限額

見積額は、296,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。ただし、事務費は課税対象、割引原資額は不課税）に固定とする。

ただし、様式第5号「価格見積書」に示すとおり、事業費評価は見積内訳の「事務費」の金額で評価するものとし、事務費は49,000,000円未満とすること。

4 実施形式

公募型プロポーザルとする。

5 スケジュール

- ①公募開始 令和7年5月23日（金）
- ②質疑受付締切 令和7年5月30日（金）
- ③質疑に対する回答（ホームページ） 令和7年6月4日（水）予定
- ④参加申込書の提出期限 令和7年6月10日（火）
- ⑤企画提案書等の提出期限 令和7年6月20日（金）
- ⑥プレゼンテーション 令和7年6月24日（火）

## 6 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 長浜市入札参加停止基準要綱（平成 24 年長浜市告示第 213 号）に基づく入札参加停止措置を現に受けていない、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員に関係する者でないこと。
- (4) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 公告の日の属する年の前 5 年以内に、地方公共団体が発注したデジタルクーポン（電子割引券）事業に係る業務を元請し、完了した実績を有する者であること。

## 7 質疑・応答

- (1) 提出方法 次専用フォームにて提出すること。  
質問用フォーム URL : <https://logoform.jp/form/BJcW/1040740>  
※ 必ず電話等で送信した旨を伝え、受信されたことを確認すること。  
※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和 7 年 5 月 30 日（金）17 時 15 分まで【必着】
- (3) 回答方法 令和 7 年 6 月 4 日（水）以降にすべての質問と回答を長浜市ホームページにて公表する。

## 8 参加申込の手続き

### (1) 参加申込について

本プロポーザルに参加しようとする者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、参加申込書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、電子申請システム（LOGO フォーム）により送信すること。

- ア 事業者概要（様式第 2 号）
- イ 業務実績調書（様式第 3 号）
- ウ 業務の実施体制（様式第 4 号）
- エ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本又は個人の場合は身分証明書）
- オ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人事業税及び法人都道府県民税又は個人事業税）及び市町村税の納税証明書（納期限が到来しているものの滞納がないことが確認できること。）

カ 会社案内（パンフレット等）

※ 上記、「エ」「オ」の書類については、参加時は電子データによる写しの提出とするが、受託候補者として選定された際には、原本の提出を求めるものとする。

(2) 申込方法 次の専用フォームにて申込すること。

参加申込フォーム URL： <https://logoform.jp/form/BJcW/1042293>

※ 必ず電話等で送信した旨を伝え、受信されたことを確認すること。

(3) 申込期限 令和7年6月10日（火）17時15分 まで【必着】

(4) 参加資格審査結果の通知

(1)について審査のうえ、令和7年6月12日（木）以降にプロポーザルの参加資格審査結果（参加資格の有無）について個別に通知する。

## 9 企画提案書の提出方法

(1) 提出書類

上記8(4)の参加資格審査結果通知により参加資格を有することが認められた者は、次の書類を提出すること。

ア 企画提案書（様式は問わない。）

※ A4サイズとし、文字は10.5ポイント以上、表紙以外は事業者名が特定できる情報を含まないよう配慮すること。

※ 別紙の仕様書及び審査基準等に基づき作成すること。

イ 価格見積書（様式第5号）

※ 「(A)見積総額」は固定とし、「(B)事務費」及び「(C)割引原資額」を記載すること。なお、「(B)事務費」は49,000,000円未満とし、「(C)割引原資額」は「(A)見積総額」から「(B)事務費」を差し引いた金額とする。

※ 事業費評価は、「(B)事務費」の金額で評価する。

(2) 提出方法 次の専用フォームにて提出すること。

企画提出フォーム URL： <https://logoform.jp/form/BJcW/1042297>

※ 必ず電話等で送信した旨を伝え、受信されたことを確認すること。

※ 専用フォームにて提出する企画提案書のファイル形式はPDFとする。

(3) 提出期限 令和7年6月20日（金）17時15分まで【必着】

(4) 企画提案に係るプレゼンテーション

令和7年6月24日（火）に提案の内容についてのプレゼンテーションを行う。（詳細な日時・場所については、別途個別に通知する。）

なお、プレゼンテーションの実施については、次の点に留意すること。

ア プレゼンテーションソフト資料や映像資料等の資料を使用することも可とするが、企画提案書に記載の内容と整合が取れているものに限るものとし、事業者名が特定できる情報を含めないよう配慮すること。企画提案書以外の資料を用いる場合は、当

該資料の事前提出を求めるので留意すること。(提出方法及び提出期限は、別途通知する。)

イ プレゼンテーションに要する機材は参加者にて全て準備するものとするが、プロジェクター（HDMI 端子による接続）及びスクリーンは市で準備するので、使用を希望する場合は事前に申し出ること。

ウ プレゼンテーションは、1者あたり3名までの参加とし、提案説明は、本業務の責任者が行うものとする。

エ プレゼンテーションは1者あたり、概ね30分程度（提案説明20分及び質疑応答10分）を予定する。

## 10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、長浜市事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン事業実施業務プロポーザル選定委員会が(1)の審査基準及び配点に基づいて評価する。

### (1) 審査基準及び配点

企画提案は、次の審査基準及び配点により各審査委員が審査し、審査委員の採点の平均点により決定する。

	評価項目	評価の視点	配点
事業者 評価	①業務遂行力	業務遂行に必要な知識や経験、組織力を有しているか (類似の業務実績)	10点
	②実施体制	業務遂行に適切な実施体制か	10点
提案内容 評価	③計画性	実現可能かつ具体的な計画となっているか (スケジュール・システム構築・セキュリティ対策など)	20点
	④魅力性・効果	提案内容が魅力的なものであり、かつ効果があるものとなっているか(事業者及び利用者が参加しやすい工夫や効果的なサポート方法などが提案できているか)	30点
	⑤取組姿勢	積極的かつ意欲的な取組の提案となっているか	10点
事業費 評価	⑥価格見積書の内容	適切な見積額となっているか	40点

合 計	120 点
-----	-------

- ※ 評価点が同点の場合は、事務費がより安価な者を受託候補者として選定する。(事務費も同額の場合は提案内容評価が高い者を受託候補者として選定する。)
- ※ 審査員の採点の平均点の合計が60点に満たない者は、受託候補者に選定しない。
- ※ 受託候補者が期日までに契約に応じない場合は、次点の者と契約を行う。
- ※ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ※ 選定委員会の会議は非公開とする。

## (2) 審査結果の通知

企画提案を行ったすべての者に審査結果を書面により通知する。(通知時期は令和7年7月中旬の予定)

### 1.1 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類(データ)は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

### 1.2 情報公開及び提供

市は、提案者から提出された企画提案書等について、長浜市情報公開条例(平成18年長浜市条例第17号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響を与えるおそれがある情報については決定後の開示とする。

### 1.3 その他

#### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とする。

なお、緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあるが、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用は提出者の負担とし、長浜市に請求することはできないものとする。

(3) 参加辞退の場合

参加申込後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに担当課まで連絡するとともに辞退届（様式第6号）を提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 報告内容又は提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションに正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格見積書の事務費の金額が49,000,000円以上の場合
- キ 最低基準点を評価点が下回った場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 異議申立て

提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.4 問い合わせ先

長浜市役所 産業観光部 商工振興課 担当者：川村、村岡、日比

滋賀県長浜市八幡東町632番地

電話番号 0749-65-8766

E-mail syoukou@city.nagahama.lg.jp